

【収入に関する証明書について】

別紙①

「収入に関する証明書」は下記の表に記載のものをいいます。該当する証明書を提出してください。

※『課税証明書』の場合は、「課税標準額(課税総所得金額)」、「調整控除額」が記載されたものを提出してください。

※『特別徴収税額の決定・変更通知書』の場合、「調整控除額」は、「税額控除額」に含まれた形で記載されます。「調整控除額」確認のため、追加で「調整控除額」の記載がある『課税証明書』の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

保護者の職業形態		申込みに必要な書類※(コピー可)
1	給与収入の方 (サラリーマンなど)	◎ 「令和8年度 市(町村) 民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」 ※ 5月下旬から6月上旬に勤務先から交付されるものです。 別紙②【収入に関する証明書の見本】見本A参照
2	給与収入以外の方 (自営業者など)	◎ 「令和8年度 市(町村) 民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書」 ※ 6月中に市町村の税務担当課から送付されるものです。お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。 別紙②【収入に関する証明書の見本】見本B参照
3	・上記1及び2の証明書が提出できない方 ・住民税が非課税等の方	◎ 「令和8年度 市(町村) 民税・府民税課税証明書」 市区町村の窓口で交付をうけてください。 (市区町村により証明書の名称が異なります。) 別紙②【収入に関する証明書の見本】見本C参照
4	生活保護世帯の方	◎ 「生活保護受給(適用)証明書」(発行から3カ月以内の証明書) 住所地の市区町村福祉事務所等で交付を受けてください。 ※ <u>証明書には、生徒氏名および保護者(父母等)氏名の記載が必要です。</u>

※ 注 意 ※	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。 保護者全員の証明書を提出してください。 ただし、上記1～3の証明書において、扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に「*」「★」「1」「有」が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。 (配偶者特別控除の対象の場合は、配偶者の証明書が必要となります。) 上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書を提出してください。
------------------	---

次の事情に該当する場合は、上記証明書に加えて、以下の書類が必要です。

事 情 内 容	■ひとり親家庭の場合 上記の証明書において、本人該当区分の寡婦・ひとり親欄に*印や★印等が表示されていない場合	◎ 「ひとり親家庭医療証」のコピー 又は 続柄を表示した世帯全員の住民票の原本 (原本・発行から3ヶ月以内)
	■海外勤務などで、住民税が非課税の場合	◎ 令和7年中の給与支払証明書(育英会所定の様式)
	■失職・転職、その他著しく収入が減少した場合	◎ 経緯を記した『事情書』に加え、下記の該当する証明書類を提出してください。
	① 失職・解雇等 ② 転職・就職・勤務先の業績悪化等	雇用保険受給資格者証又は離職票等のコピー 収入証明書(会社発行)又は給与明細のコピー等